

基労保発第 0803001 号
平成 16 年 8 月 3 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務室長

「スライド率等の改定等による変更決定通知書」及び
「年金額等変更リスト」等の送付について

労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（平成 16 年 7 月 9 日厚生労働省告示第 277 号）及び同法第 8 条の 2 第 2 項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件（平成 16 年 7 月 9 日厚生労働省告示第 278 号）が告示されたことを受け、平成 16 年 8 月分以降の年金年額等に変更がある受給権者について、「スライド率等の改定等による変更決定通知書」（以下「通知書」という。）及び「年金額等変更リスト」等（以下「リスト」という。）を別途送付することとしているので、「労災保険給付事務取扱手引」（105・106 ページ）、「労災保険業務機械処理事務手引」（年金・一時金システム）（713 ページ）及び下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏のないようお願いする。

記

- 1 今回送付する通知書及びリストは、平成 16 年 7 月 29 日までに入力があったデータをもとに作成しているため、次の事項に留意すること。
 - (1) 平成 16 年 8 月 2 日以降に年金額、特別年金額に影響を及ぼすデータの入力を行った場合については、当該処理により出力された「変更決定通知書」をもって受給権者あて通知すること。

(2) 平成16年8月2日以降に転帰の入力を行ったもののうち、次に掲げる者については、通知書を送付しないこと。

① 平成16年7月31日以前に転帰した者

② 平成16年8月1日以降に死亡した者及び遺族（補償）年金において死亡以外の事由で遺族（補償）一時金の支給対象者となった者

(3) 所在不明による支払差止者については、年金証書番号及び受給権者氏名が通知書に印字されているが、住所は空白になっていることから、当該通知書については、住所が判明したら速やかに送付すること。

2 平成16年7月9日付け三課室担当補佐事務連絡「『スライド率等の改定等による変更決定通知書』等の送付に係る作業について」において通知したとおり、通知書は、平成16年8月31日までは受給権者の手元に届くよう送付すること。

なお、このため、労災保険業務室においては、8月12日に通知書等を直接、署へ送付することとしていること。